

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立斎場使用許可	
根拠条例等・条項	堺市立斎場条例（以下「条例」）第6条	
所 管 課	健康部	斎場
審 査 基 準	<p>1. 堺市立斎場使用許可申請書を提出するとともに次の事項が行えているか。</p> <p>①死体又は死胎の場合：墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定による火葬許可証の提出</p> <p>②改葬遺骨の場合：墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定による改葬許可証の提示</p> <p>③手術肢体の場合：当該事実に関する医師の証明書の提出 （同条例施行規則第5条）</p> <p>2. 火葬場使用の場合、死亡又は死産後24時間を経過した後の火葬場使用となっているか。（但し、妊娠7箇月に満たない死産のときは、この限りでない。） （墓地、埋葬等に関する法律第3条）</p> <p>3. 式場、待合室又は霊安室の使用は、火葬場を使用する者であるか。 （同条例第6条）</p> <p>4. 堺市立斎場使用許可申請の際に、同条例別表に定める使用料を添えて申請しているか。 （同条例第9条）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	1日
	標準処理期間を設定できない理由	